

島本駅東エリア活性化実施計画策定業務 仕様書

第1章 総則

1. 業務名称

島本駅東エリア活性化実施計画策定業務

2. 基本的事項

○ 背景と目的

■ 背景

JR 島本駅の東エリアは、本町の玄関口として町内外の多くの方が訪れる場所であり、島本町立歴史文化資料館や史跡桜井駅跡史跡公園といった公共施設が位置しています。

島本町立歴史文化資料館（以下、「歴史文化資料館」）は、島本町の歴史と文化を知っていただけのように、資料の常設展示や企画展を行うとともに、芸術・文化をはじめ、にぎわいづくりに関する住民団体によるイベントなどにも利用されています。歴史文化資料館は、地域活性化を目的として、施設のさらなる活用が期待されており、令和8年度に施設の保存活用計画を作成し、令和9年度以降、耐震改修等を含めた施設改修にとりかかることを予定しています。

史跡桜井駅跡史跡公園（以下、「史跡公園」）は、住民の憩いの場として利用のほかに、島本町内の各種イベント会場としても利用されています。史跡公園であることから、形状変更等各種制約があるものの、市街地の中心に位置しており、にぎわいづくりという観点からさらなる活用策が期待できるポテンシャルの高い拠点であると考えられます。

また、歴史文化資料館と史跡公園をつなぐ駅前広場は、両施設をつなぐ場所として改修を進めることで、駅前東エリアとしての発信強化が期待されており、JR 島本駅周辺を拠点に阪急水無瀬駅を結ぶ都市軸の魅力を創出することで、旧西国街道を通じた周遊者の増加から町内全域のにぎわい創出につながる効果も期待できます。

■ 目的

歴史文化資料館、史跡公園といった歴史的資源が集積し、まちの玄関口である島本駅東エリアを今後まちの顔となる駅前としてより魅力的な場所にしていくため、島本町の新たな歴史・文化拠点の形成に向けた基本的な考え方、整備利活用の方向性を示す実施計画を策定します。

○ 実施計画の対象区域

本実施計画では、JR 島本駅東エリアの公共施設として歴史文化資料館、駅前広場、史跡公園を対象とします。なお、歴史文化資料館は、別途建物の保存活用計画を作成し改修を予定しており、本計画においては、資料館の建物及び館内の整備は対象外となります。



図 本実施計画の対象区域

3. 履行期間

履行期間：契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務計画

受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し委託者に提出しなければならない。業務計画書に基づき、業務内容の詳細及び業務スケジュールについて協議を行う。

第2章 業務概要

5. 業務概要

業務の概要は以下のとおりとする。

- (1) 住民意向調査計画の検討
- (2) 調査結果の集計・分析
- (3) 島本駅東エリア再整備の概略設計の検討
- (4) 概算事業費の算定

- (5) 民間利活用の条件の検討に対するアドバイス
- (6) 実施計画とりまとめ
- (7) 報告書作成
- (8) 打合せ協議
- (9) 成果品等の提出

第3章 業務内容

6. 業務内容

業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 住民意向調査計画の検討

- ・委託者の各住民意向調査結果をふまえ、実施計画策定に必要な住民意向の把握を目的とした、住民意向調査計画を作成する。

(2) 調査結果の集計・分析

- ・住民意向調査計画に基づき、委託者が意向調査を実施し、委託者が得た調査結果の集計・分析を行う。

(3) 島本駅東エリア再整備の概略設計の検討

- ・島本駅東エリアに位置する、歴史文化資料館正面広場、駅前広場、史跡公園の各整備に関する概略設計の検討をする。
- ・各施設の植栽関係の整備に関する概略設計を検討するにあたり、専門的知見を取り入れた検討をする。
- ・概略設計の検討を進めるにあたり、島本町が任命する景観アドバイザーへのヒアリングの機会を設けるほか、必要に応じて各種関係者等へヒアリングを行う。

(4) 概算事業費の算定

- ・今後、各種交付金の申請が可能となるよう、調査設計監理費、工事費、維持管理運営費等により構成される概算事業費を算定する。

(5) 民間利活用の条件の検討に対するアドバイス

- ・歴史文化資料館正面広場及び史跡公園にて民間利活用の機能を導入する場合、その条件の設定に

関する各種アドバイスを行う。

- ・必要に応じて、モデル事例を調査し、民間利活用導入にむけた条件設定や導入スキームを提案する。

(6) 実施計画とりまとめ

- ・これまでの検討をふまえ、最適な事業スキーム及び事業スケジュールを構築し、実施計画としてとりまとめを行う。
- ・実施計画（案）に関するパブリックコメントを実施する際には、ご意見のとりまとめ等、各種資料作成を行う。

(7) 報告書作成

- ・各種会議の議事録や関係資料等をまとめて、業務完了時に報告書を提出すること。

(8) 打ち合わせ協議

- ・本計画の策定にあたり、適宜打合せを実施する。
- ・必要に応じて、活性化実施計画の策定に向けた会議等の運営支援（資料作成、会議の出席、記録作成、コーディネート等）を行う。

(9) 成果品等の提出

受託者は、業務内容にかかる以下の成果品を提出すること。なお、納品時期等の詳細については、委託者との協議により決定する。受託者から引渡しを受けた成果品の管理及び権利の帰属はすべて委託者のものとし、委託者が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。

本業務の計画に基づき、令和9年度から実施設計を予定している。予算化に向けた事務の都合上、令和8年10月31日までに概算事業費を算出し提出すること。提出した概算事業費をもとに、各種交付金の申請を行うため、提出後も必要に応じて概算事業費の見直しを行い、最終の成果物として提出すること。

- ① 概算事業費（※令和8年10月31日までに提出）
- ② 島本駅東エリア活性化実施計画
- ③ 各種会議・打ち合わせ議事録
- ④ 調査結果の分析、概略設計等の各種成果物